

(仮称)千葉県子ども・子育てプラン2020 計画案(イメージ)

第2期千葉県子ども・子育て支援事業支援計画
新 千葉県次世代育成支援行動計画（後期計画）

R1.11.12時点

千葉県
令和2年3月

第1章 プラン策定にあたって

1 プラン策定の趣旨

人口減少・少子高齢化の進展、核家族化や共働き世帯の増加、地域のつながりの希薄化など、子育て環境が大きく変化しています。

少子化傾向に歯止めをかけ、千葉の未来、日本の未来を担う子どもたちを育成するためには、子どもの成長に応じて変わる子育て支援のニーズに対応し、大きな負担なく子どもを生み、育てることができる環境づくりに社会全体で取り組む必要があります。

県では、これまで、次世代育成支援対策推進法（平成17年4月施行）に基づき、平成17年3月に千葉県次世代育成支援行動計画を策定し、平成21年度までを前期計画、平成26年度までを後期計画として取組を進め、さらに、次世代育成支援対策推進法の改正（平成26年4月）により、同法の有効期限が10年間延長されたことに伴い、平成27年11月に「新 千葉県次世代育成支援行動計画（前期計画）」を策定し、次世代育成支援に関する取組を進めてきたところです。

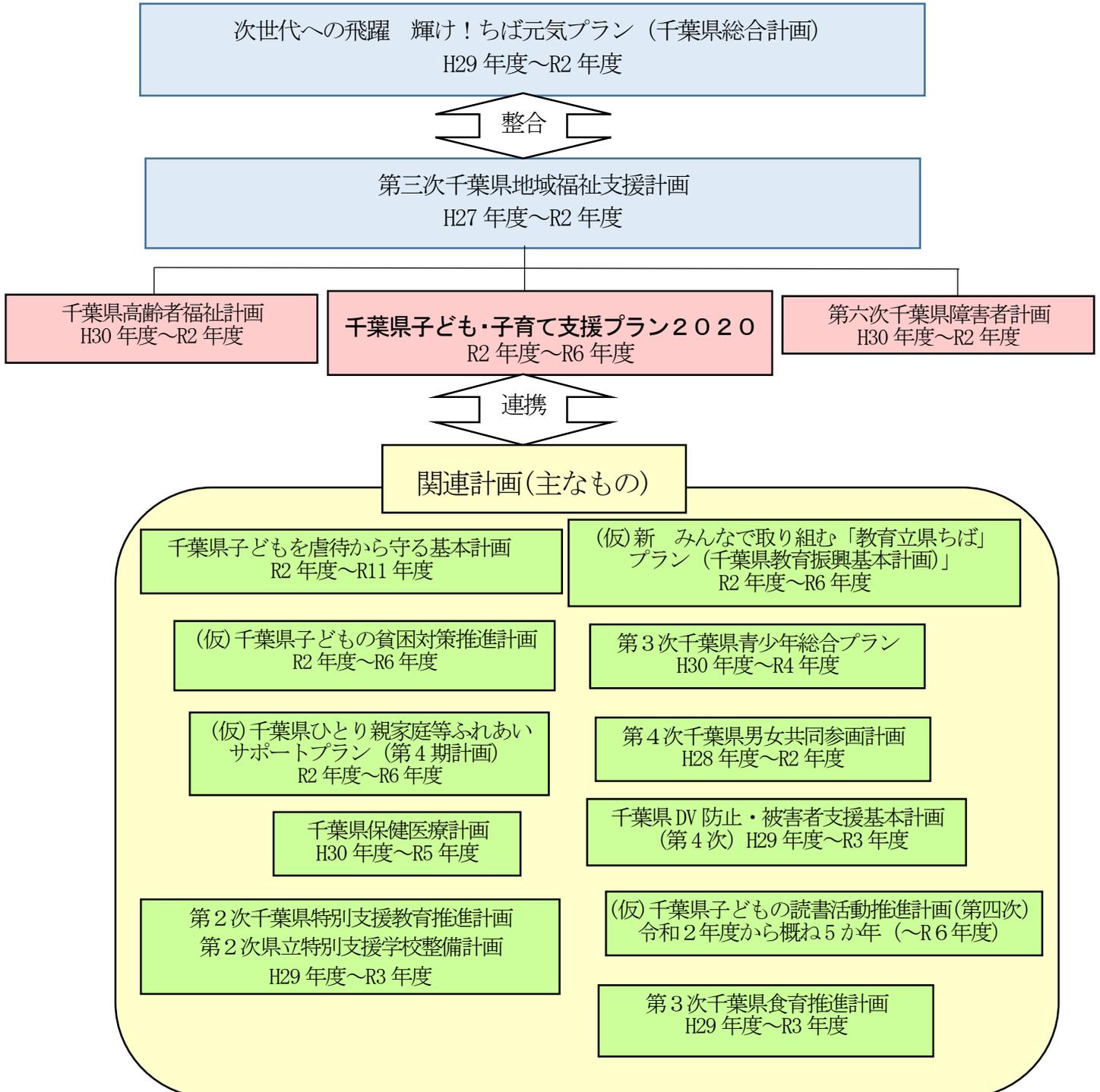
また、平成24年8月に、子ども・子育て支援法をはじめとする子ども・子育て関連3法が制定され、「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月に施行され、県では、「子ども・子育て支援新制度」の実施主体である市町村を広域的・専門的立場から支援する「千葉県子ども・子育て支援事業支援計画」を平成27年3月に策定（平成29年度中間見直し）し、取組を進めてきたところです。

このような中、国においては「新・放課後子ども総合プラン」策定（平成30年9月公表）や児童福祉法改正等を受けた児童虐待防止対策・社会的養育の見直しのほか、幼児教育・保育の無償化の実施のための子ども・子育て支援法改正（令和元年10月施行）に伴い、国の子ども・子育て支援法に基づく基本指針及び次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針が改正されました。

県では、引き続き、関係機関、団体、民間事業者等が一体となって子ども・子育て支援施策及び次世代育成支援施策を総合的かつ計画的に取り組んでいくため、本プランを子ども・子育て支援法に基づく計画（「千葉県子ども・子育て支援事業支援計画」）及び次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画（「千葉県次世代育成支援対策行動計画」）を継承する一体的な計画として、「千葉県子ども・子育て支援プラン2020」を策定することとしました。

2 プランの位置づけ

子ども・子育て支援法第62条第1項の規定による千葉県の子ども・子育て支援事業支援計画及び次世代育成支援対策推進法第9条の規定による千葉県の行動計画を「千葉県子ども・子育て支援プラン2020」として、一体的に策定するものであり、「次世代への飛躍 輝け！ちば元気プラン」や「第三次千葉県地域福祉支援計画」をはじめ、県の関連諸計画との整合を図ります。



3 プランの計画期間

令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

4 プランの達成状況の点検・評価、見直し

本プランは、毎年度、プランに基づく施策の実施状況などを点検・評価の上、公表することとします。また、プランの3年目（令和4年度）を目安として見直しを行うほか、社会情勢の変化等により実態との乖離が生じた場合においては、必要に応じて随時見直しを実施していきます。

5 プランにおける定義

(1) 「子ども・若者」

この計画が対象とする「子ども・若者」は、特にただし書きがない限り、乳幼児、児童、生徒、青少年から自立して生計を営む前の若者まで幅広く含んだ概念として使っています。

(2) 「親」

この計画が対象とする「親」では、妊娠している段階から子育てが始まっていると捉え、妊娠中から子育て中の保護者を含めた概念として使っています。

(3) 「地域」

この計画が対象とする「地域」は、ベビーカーを押して行ける程度の生活圏における「身近な他人による支え合い」共同体を基本に、さらに働く場を含めた概念として使っています。

2 基本的視点

基本理念の実現のために、3つの基本的視点を立て、取り組みます。

(1) 子ども一人ひとりの権利の尊重

子どもを権利の主体として、子どもの意見や意思を尊重し、子どもの幸せを第一に考え、子ども一人ひとりの利益が最大限に尊重されるよう配慮する視点

(2) すべての子どもと子育て家庭を支援

多様化する子育て家庭の生活実態や子育て支援に係るニーズに対応できるよう、柔軟かつ総合的に、すべての子どもと子育て家庭を支援していく視点

(3) 地域全体で支える子育て

保育士等の専門的知識を持つ人材ばかりでなく、地域への貢献を希望する高齢者等様々な人々が地域の担い手となり、地域全体で子どもの成長を支えていく視点

(1) 子ども一人ひとりの権利の尊重

「子どもの権利」は、すべての子どもが有するものであり、平成6年に日本が批准した「児童の権利に関する条約」では、大人と同様ひとりの人間としての人権を認め、子どもの生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利の4つの権利を守るよう定めています。

平成28年には児童福祉法において子どもが権利の主体として位置付けられ、児童の権利に関する条約の精神に乗っ取り、すべての児童が適切に養育され、その生活が保障されること、心身の健やかな成長・発達や自立等が保障されること等の権利を有することが明確化されました。

様々な施策の中で、子どもを権利の客体として捉えるだけでなく、権利の主体として尊重するとともに、子ども自身が自分がかげがいのない存在であると感じ、自立していけるよう、子どもの意見や意思を尊重するための取組を進めることが必要です。

子どもを一人の人間として尊重し、子どもにとって何が一番よいか、子どもの幸せを第一に考え、子ども一人ひとりにとっての利益が最大限に尊重されるよう配慮し、子ども自身が生まれてよかったと思える環境づくりが重要です。

(2) すべての子どもと子育て家庭を支援

人は一人ひとり違った環境で生まれ育ち、個々の家庭を取り巻く状況もそれぞれです。国際化の進展により、多文化、多国籍化が進んでいます。子どもの最善の利益を基本として、それぞれの子どもの抱える背景の多様化等の状況に十分に対応できるよう、きめ細やかな支援体制をつくる必要があります。

また、核家族化の進展、女性の社会進出、価値観の多様化等に伴い、子育て家庭の生活実態や子育て支援に係るニーズも多様化しています。

多様なニーズに対応できるように、子育てと仕事の両立支援のみならず、子育ての孤立化等の問題も踏まえ、子育て家庭の視点に立って、すべての子どもと子育て家庭を柔軟かつ総合的に支援する取組を進めていく必要があります。

(3) 地域全体で支える子育て

少子化・核家族化の進展とともに、孤立感や閉塞感で行き場のない子育てをしている親たちを支える必要があります。特に、子育て等に関する知恵、技術の伝承がなく、親としてのモデルをもっていない親の子育てに対する不安や負担を解消するため、子育てを孤立化させない取組や、支え合いの場を身近に用意することが必要です。

保育士等の専門的知識を持つ人材ばかりでなく、子育て活動を行うNPO、子育てサークル、自治会をはじめとする様々な地域活動団体、社会福祉協議会や障害者等に対するサービスを提供する民間事業者のほか、地域への貢献を希望する高齢者や育児経験豊かな主婦等の様々な人々が地域の担い手となり、すべての子どもと子育て家庭を支援していく必要があります。

地域が抱える課題を地域住民がそれぞれ持つ力を持ち寄り、互いに支え合い、安心して暮らせるよう、地域住民自らが主体となった取組が必要です。

福祉の枠を越え、住宅や道路、就労、教育、環境、観光など、様々な分野が互いに連携し、次世代育成支援の取組を進めていく必要があります。

3 柱

基本的視点に沿って、本計画で推進すべき3つの柱を次のとおり定めます。

- I 安心して妊娠・出産し、ゆとりをもって子どもを育てられる環境づくり
- II 子どもが愛情に包まれて、健やかに成長し、自立できる環境づくり
- III 地域全体で子育てを応援し、子どもを守る環境づくり

I 安心して妊娠・出産し、ゆとりをもって子どもを育てられる環境づくり

- 子どもを生み育てることの意義や家庭の役割について学ぶ機会の充実等を図り、次代の親を育成するとともに、子どもや若者が社会的にも経済的にも自立した生活を送ることができるよう支援します。
- 結婚や妊娠・出産の希望をかなえるため、各ライフステージに応じた支援を行います。
- 母子共に健康で安心して子育てできるよう、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の構築のほか、母子保健体制や周産期医療体制の充実に努めます。
- 子育て世帯にとって負担となっている教育費や医療費の経済的負担の軽減等を図るとともに、ひとり親家庭等が自立した生活ができるよう支援します。
- ワーク・ライフ・バランスの推進等により、仕事と生活のバランスの取れた働き方の実現を目指します。

II 子どもが愛情に包まれて、健やかに成長し、自立できる環境づくり

- 子どもの心と体の健やかな成長が守られるよう、小児医療体制の整備や子どもの保健対策の充実、食育の推進を図ります。
- 子どもが自立した若者へと成長できるよう、人間形成の基盤となる教育・保育の充実を図るとともに、学ぶ力の向上や健康・体力づくりの推進、道徳教育の充実を図ります。
- 人権教育を推進するとともに、いじめ防止対策の推進を図ります。
- 児童虐待の未然防止・早期発見・早期対応のため、児童相談所の体制強化、関係機関との円滑な連携体制構築のほか、地域全体で子育て家庭を見守る仕組みづくりを進めます。また、家庭における養育が困難な児童については、里親委託等を推進します。
- 子どもの将来が生まれ育った環境に左右されないために、子どもの貧困対策の総合的な推進を図ります。
- 障害のある子どもが、ライフステージを通じて一貫した療育支援を受けられるよう、地域における療育支援体制の構築を図ります。また、障害のある子どもの家族が問題を抱えこむことがないように、在宅支援の推進を図ります。

Ⅲ 地域全体で子育てを応援し、子どもを守る環境づくり

- 待機児童の解消に向け、保育所整備等を促進するとともに、保育サービスの質の向上を図ります。また、保育現場で働く人材を確保するとともに、保育士等の資質の向上に取り組めます。
- 多様な子育て支援サービスや小学生の放課後対応の充実を図るとともに、企業との連携により、社会全体で子育てを支援する気運の醸成を図ります。
- 居住環境の整備やバリアフリー化の推進を図り、安心して子育てできる環境の整備を進めます。
- 犯罪や事故から子どもを守るための取組を推進するとともに、進展する情報化社会の中で、インターネットのトラブルから子どもを守るための取組を推進します。
- 子育て中の家庭が孤立することなく、安心して子育てができるよう、地域の力を活用し、地域全体で子育てを支援する意識の高揚を図ります。また、地域の子育て支援拠点等と連携し、地域の交流の場づくりを推進します。

4 プランの施策体系

基本理念

子どもは地域の宝 すべての子どもと子育て家庭の育ちを 地域のみんなで支える

基本的視点

○ 子ども一人ひとりの権利の尊重

子どもを権利の主体として、子どもの意見や意思を尊重し、子どもの幸せを第一に考え、子ども一人ひとりの利益が最大限に尊重されるよう配慮する視点

○ すべての子どもと子育て家庭を支援

多様化する子育て家庭の生活実態や子育て支援に係るニーズに対応できるよう、柔軟かつ総合的に、すべての子どもと子育て家庭を支援していく視点

○ 地域全体で支える子育て

保育士等の専門的知識を持つ人材ばかりでなく、地域への貢献を希望する高齢者等様々な人々が地域の担い手となり、地域全体で子どもの成長を支えていく視点

3つの柱

I 安心して
妊娠・出産し、
ゆとりをもって、
子どもを育てられる
環境づくり

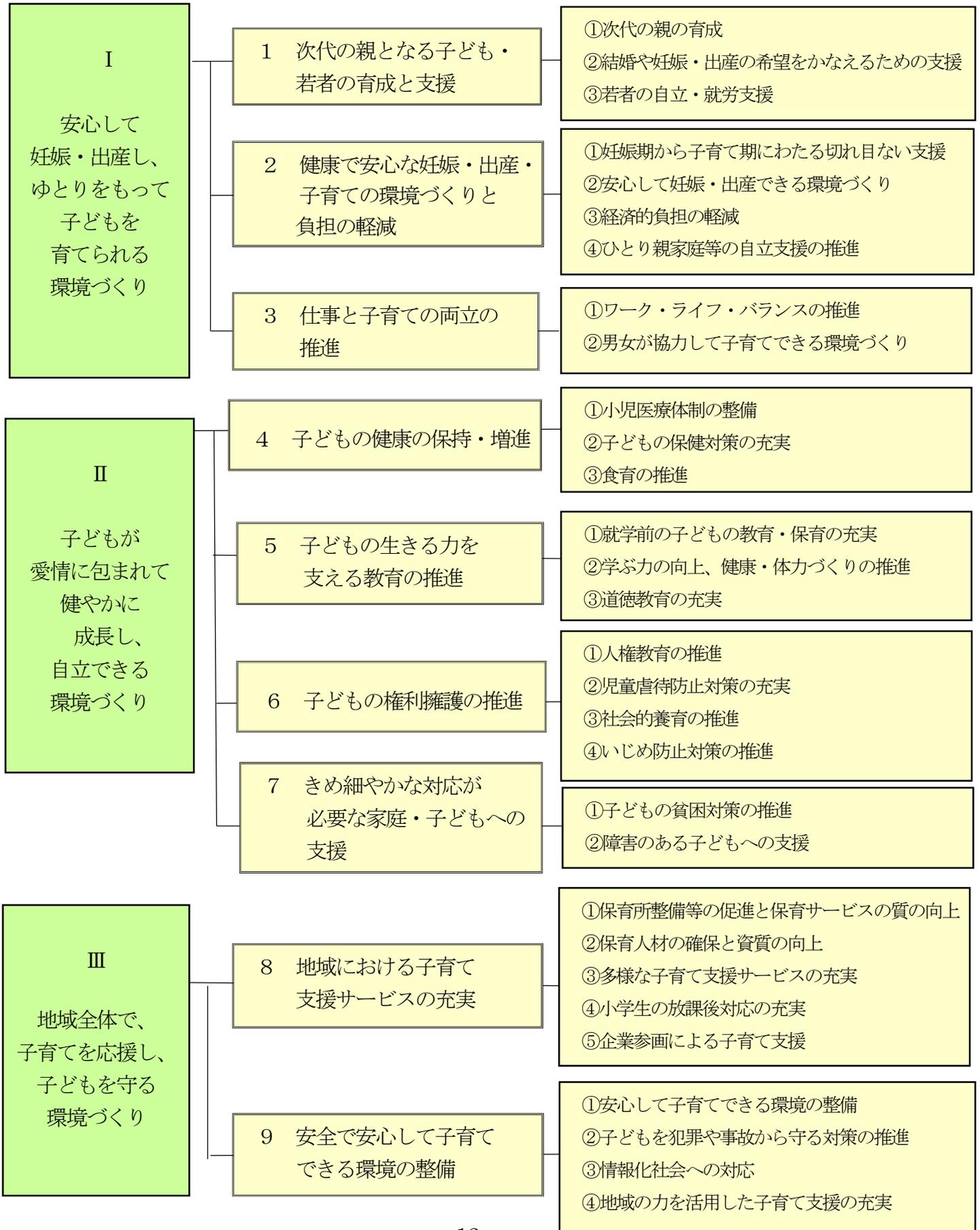
II 子どもが愛情に
包まれて健やかに
成長し、自立できる
環境づくり

III 地域全体で、
子育てを応援し、
子どもを守る
環境づくり

【柱】

【施策の柱】

【施策の方向性】



Ⅲ-8-① 保育所整備等の促進と保育サービスの質の向上

【現状と課題】

1 待機児童の解消

保育サービスへの需要が増加しており、特に都市部においては保育所等への入所の待機児童が数多く存在します。

そこで、待機児童を解消するため、市町村と連携して保育所等の整備を行うとともに、小規模保育事業などの普及が必要となります。

2 保育の質と安全性の確保

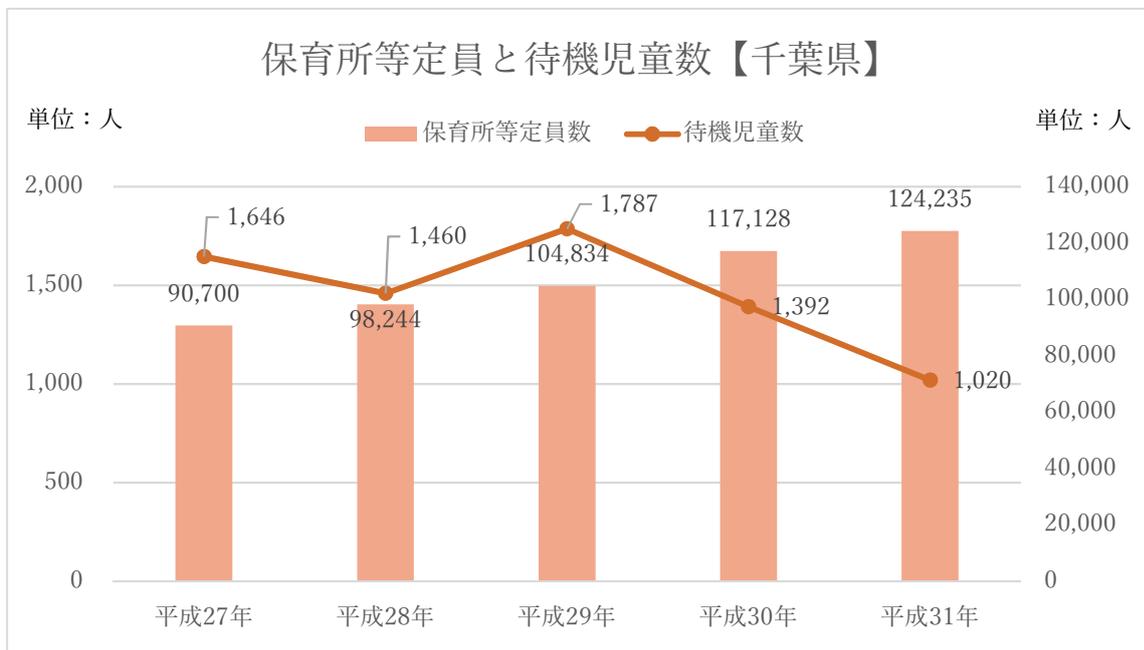
子どもが健やかに育ち、安心して子どもが過ごす場所として、保育所はもとより保育の受け皿としての役割の一端を担っている認可外保育施設についても、保育の質と安全性の確保が必要です。

3 幼児教育・保育の無償化

令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が始まりました。これにより、3歳から5歳まで保育所、認定こども園、幼稚園の保育料等が無償となるほか、保育を必要とする子どもの認可外保育施設や一時預かり事業等の利用料も無償化の対象となります。

市町村は、無償化の対象となる施設等の確認や、保護者の認定及び給付を行います。これらの手続を円滑に行うため、市町村において無償化の対象となる施設等の情報を把握する必要があります。

(関連データ) ※各年4月1日時点



資料：保育所等利用待機児童数調査 (H27～H31)

(目標の設定)

目標項目	現状(基準年度)	目標(R6年度)
希望した時期に希望した保育サービスを利用することができた家庭の割合	●●●	●●●
保育所等定員数	124,235人 (H31.4.1)	●●人 (R6.4.1)
保育所等待機児童数	1,020人 (H31.4.1)	解消を目指します。

【施策の方向と具体策】

- 1 待機児童を解消し、その後待機児童ゼロを維持するため、保育所等の整備を進めます。
 - ①待機児童解消のため、民間保育所の新設や定員増を伴う施設改修に対し財政支援を行い、計画的な整備の促進を図ります。
 - ②少人数の低年齢児の保育を行う小規模保育事業などの地域型保育事業を推進します。
- 2 幼稚園と保育所の機能を併せ持つ、認定こども園の普及を図ります。

認定こども園の新設や、既存の幼稚園や保育所が認定こども園への移行を希望する場合の施設改修に対し財政支援を行い、整備の促進を図ります。
- 3 保育の質と安全性の確保
 - ①基準を上回る保育士を配置している施設に対し、財政支援を行います。
 - ②保育士の労働環境改善等を積極的に行う保育事業者に対し補助を行います。
 - ③認可外保育施設の運営について、国が示す「認可外保育施設指導監督基準」を満たすよう、立入調査等により必要な指導を行います。
 - ④認可外保育施設に対して専門的な知見を持つ指導員を派遣し、保育の質と安全性の向上に向けた指導を実施します。
 - ⑤認可外保育施設の保育従事者を対象とした研修会を実施します。
- 4 幼児教育・保育の無償化が円滑に実施されるよう、市町村への支援を行います。
 - ①私立幼稚園や保育を必要とする子どもの認可外保育施設等の利用料を給付します。
 - ②認可外保育施設等の施設の情報について、市町村と共有を図ります。

事業名	事業の内容(担当課)
保育所、認定こども園等の整備促進	国の助成制度を活用し、市町村の行う保育所、認定こども園等の施設整備に対し助成する。 (子育て支援課)
保育所整備促進事業	待機児童の早期解消を図るため、保育所の施設整備費について、国の交付金に県が独自に加算措置を行い、緊急的に保育所の整備を促進する。 (子育て支援課)
賃貸による保育所・小規模保育事業所緊急整備事業	保育の受け皿整備と待機児童解消を加速するため、賃貸物件を活用した保育所・小規模保育事業所の新設又は定員拡大のために改修費用について、国の助成に県独自の上乗せを行う。(子育て支援課)
保育士配置改善事業	基準を上回る保育士を配置している施設に対し、財政支援を行う。 (子育て支援課)
保育補助者雇上強化事業	保育士資格を持たない短時間勤務の保育補助者の雇上に対し補助を行う。 (子育て支援課)
認可外保育施設事故防止対策巡回支援指導事業	死亡事故等重大事故の発生防止及び保育の質の向上のため、認可外保育施設に対して専門的な知見を持つ指導員を派遣する。 (子育て支援課)
認可外保育施設事故防止対策研修事業	死亡事故等重大事故の発生防止及び保育の質の向上のため、認可外保育施設の保育従事者を対象とした研修会を実施する。 (子育て支援課)
子どものための教育・保育給付(再掲)	保育所、認定こども園、地域型保育事業等の運営に要する費用を給付する。 (子育て支援課)
子育てのための施設等利用給付(再掲)	私立幼稚園や保育を必要とする子どもの認可外保育施設等の利用料を給付する。 (学事課)